明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**五）　一
〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**四九）　六
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（**原子力規制委**二）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**二三～二五）　三
○道路に関する件（**関東地方整備局**七五、七六、七八）　四
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**同**七七）　四
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一五、一六）　五
○道路に関する件（**中部地方整備局**三〇、三一）　三
○道路に関する件（**四国地方整備局**一五）　三
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項　三
北海道開発局公示（北海道開発局）
〔公　告〕
諸事項　三
官庁
公示送達、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　三
会社その他
会社決算公告　一〇

規　則

○原子力規制委員会規則第五号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十一日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～九　略］	［一～九　同上］
十　原子炉制御室外操作盤室　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十八条第四項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三十七条第四項に規定する装置が施設された室をいう。	［号を加える。］
十一　［略］	十　［同上］